

# 広報 つきがた

第 11 号

昭和45年 10月

発行

月 瀧 村 役 場

人口動態	9月30日現在	9月中の異動
世帯数	784	出生 2 転入 8
(男 1,913 女 2,056)	人口総数 3,969	死亡 2 転出 9



## 清秋

—10月のこよみ—

1日 法の日	10日 眼の愛護デー
9日 万葉歌(東運合)記念日	17日 電信電話記念日
10日 体育の日	24日 国連の日

### 国民年金保険

区分 前納期間	一般の加入者			5年年金加入者		
	年金額	割引額	差引き 納入額	年金額	割引額	差引き 納入額
1年	5,400	130	5,270	9,000	220	8,780

### 村税及び国民健康保険税

税目	期別	前納報奨 金交付率	左の交付率は10 月15日まで納入 の交付率です。
村民税	3期	1%	
	4期	3%	
固定資産税	4期	2%	
国保税	3期	1%	
	4期	3%	
合計	—	10%	

納税組合に未加入の方は早目にご加入下さい。

納税組合加入のおすゝめ

村税等を前納して下さい

—本年も前納者に報償金—

昭和四十五年度分各種の税金三千四百万円を賦課して以来上半期納税者各位の御協力により、約一千七百万円の徴税が出来ました事を感謝致します。

おかげをもちまして年々徴収率も向上し、昭和四十五年度は前年の九十二パーセントを上廻る九十五パーセントを計画いたしました。今後下半期におきましてもよろしくお願いたします。

つきまして、例年お願しております村税及び国民健康保険税の前納報奨金の交付率等は次のようになります。

納を今年もお願する事になりますが、納期前十五日迄に納入下さると各税目毎に月一パーセントの割合で前納報奨金が交付されます。又国民年金保険料は昭和四十五年七月より年令に区分なく一率に一入四百五十拾円に引き上げになり、年額五千四百円を納入下さる事に、年額から百参拾円の奨励金が差し引かれます。